

(3) その他の政治団体

区 分	年	提出義務 団体数	H23-H22	提出団体数	提出率	H23-H22
		(A)		(B)	(B)／(A)	
国会議員関係	23年	16	△ 4	16	100.0%	0.0
	22年	20	—	20	100.0%	—
衆議院議員関係	23年	5	0	5	100.0%	0.0
	22年	5	—	5	100.0%	—
参議院議員関係	23年	11	△ 4	11	100.0%	0.0
	22年	15	—	15	100.0%	—
知事関係	23年	9	0	9	100.0%	0.0
	22年	9	—	9	100.0%	—
県議会議員関係	23年	62	6	62	100.0%	0.0
	22年	56	—	56	100.0%	—
その他	23年	533	△ 14	495	92.9%	1.9
	22年	547	—	498	91.0%	—
その他の政治団体 合 計	23年	620	△ 12	582	93.9%	1.7
	22年	632	—	583	92.2%	—

(注) 上記提出義務団体数からは、原則として平成23年以前に政治資金規正法第17条第2項が適用された政治団体は除いている。